

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成17年の旧新城市、鳳来町、作手村の合併後も減少傾向にあり、今後も進行していくことが予想されている。また、人口減少、少子高齢化が進行している中、労働力人口についても減少傾向にある。

本市の産業については、製造業を中心として、商業、農業と多様な構造をしており、多様な業種が本市の経済、雇用を支えている。製造業における労働生産性については、市内に立地する大手企業が労働生産性を押し上げており、県内平均と比較して高い水準にはある。一方で、市内の多数を占める中小企業者については労働生産性が低く、厳しい経営環境にある。

そのような中で、市内の事業所に対し雇用に関する調査を行った結果、人手不足であるという事業所が多数あり、大手企業においても人手不足が深刻化する中、中小企業者が人材確保をすることは困難である。

本市においては、中小企業者の諸課題を解決するため、さまざまな施策を講じてきているところであるが、依然としてその解決には至っていない。

この厳しい経営環境を乗り越えるためにも、生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築することは、中小企業者の喫緊の課題であり、市、経済団体、地域金融機関と連携して解決していく必要がある。

#### (2) 目標

事業所訪問により本制度の周知を図り、中小企業者に対して先端設備等の導入を促す。本基本計画期間内に先端設備等導入計画の認定件数を15件とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。3年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である3年後までの労働生産性向上の目標伸び率は9%、計画期間が4年間の場合は12%以上の目標伸び率、5年間の場合は15%以上の目標伸び率を設定することとする。

### 2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとす

る。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本市の産業は、市内全域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の経済、雇用は多様な業種に支えられており、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本市における経済及び雇用を支える中小企業者の生産性向上を支援することから、本市の区域内に当該中小企業者の事業主、役員又は従業者が日常的に企業活動に従事する建築物（当該中小企業者が建築物の全部又は一部を所有又は賃借するものに限る。）を有しない中小企業者は、認定の対象としない。なお、従前の計画にて認定を受けたものの、本計画で認定の対象となくなった中小企業者については、当該認定を受けた「先端設備等導入計画」における設備の型式、計画期間、設備の導入時期、法人名の変更など、設備の追加・増設を伴わないものは変更認定の対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に当たっては、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を講じることができる。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に過度な負担とならないよう配慮する。

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先

端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。